

ちは、訴訟について、次のように発表し、県内に大きな波紋を投げ掛けています。

訴訟の理由は；阪神大震災直後に、中電が国と組んで、「活断層の上には原発は作らないので安心してほしい」と断言したことが、今回の活断層の発見によって覆され、その約束を前提に建設された1、2号機の耐震設計は信頼が置けず、周辺住民の安全は脅かされている、ということ。

原告団の編成；ひとりあたり1万円の訴訟費用を負担してもらうことを条件に、原告団への参加を中国5県の住民に呼び掛ける。

そして安本代表らは次のように決意を表明されたということです。

四国電力伊方原発をめぐる訴訟の中で、国側垣見証人が「活断層が直下にあるということは、直下で地震が起こるということで、直下というのは原発から10キロ以内」ということを認めており、「活断層の上に原発は作らない」という中電の約束が破綻したことは明らかである。そして、法廷での議論を通じて、3号炉を増設していいのか、ということも当然問題となっていくだろう、と。

原発が建設されている鹿島町に隣接した松江市の市長は、以前から、「長い活断層の一部だけの調査から安全宣言を出すのはおかしい」と疑問を表明していました。提訴の予定が発表された同じ日に、鹿島町の隣々接に位置している米子市の市長も、同じ不満を表明しています。周辺自治体は原発増設にからんで、地域振興計画の拡大を国に要求していますが、提訴を機に、活断層についての不安・不満と一体となって、知事の早期の同意は、さらにむつかしくなっていくでしょう。

現に、昨年末に開かれていた県議会では、

推進派与党議員のgoriおしで、3号炉増設要求決議は多数決で採択されましたが、肝心の周辺自治体での同意は、昨年内には一か所も得られずじまいに終わっています。

今後、「島根原発増設反対運動」など、住民・市民の運動が高まれば、3号炉増設計画を本年3月の「電調審」に間に合わせようとしている中電と通産省の思惑の実現は、ますます困難になっていくことでしょう。

島根の人たちは、伊方訴訟の経験に学びたいと望んでおられますので、提訴が本決まりになれば、垣見証言調書など、訴訟関係資料の要請などが、伊方の人たちのもとに届くことでしょう。そして、活断層の危険が明らかになった原発と闘う者同士の連帯は、ますます強まっていくことでしょう。

会計報告('98.12/1~12/31)

収入	
会費	47,000
ニュース講読料	74,400
コピー代	3,940
計	125,340
支出	
ニュース印刷代	23,850
郵送料	8,745
振替手数料	990
資料費	17,083
コピー料	26,804
計	77,472
差引	47,868
積立金合計	1,934,677

伊方訴訟ニュース

第305号
1999年1月15日

伊方原発訴訟を支援する会

連絡先 〒530-0047 大阪市北区西天満4-9-15 第一神明ビル
藤田法律事務所 電話 06-363-2112 口座 00930-0-48780

年頭の御挨拶

1999年元旦

伊方原発反対八西連絡協議会

代表 広野房一

謹賀新年

全国各地の地域住民の皆さん、新春を迎えられ心からお慶び申し上げます。

本年もどうぞよろしくお願い致します。

昨年中は、私たち伊方反原発運動に絶大なご支援を頂き、誠に有り難くお礼申し上げます。

私たち伊方の運動は、開始以来30年の歳月を経過し、全く感無量の想いが致します。長期にわたる私たち住民の原発反対運動が、自己満足に終るものでないことは、ますます明らかになってきています。

世界の国々が原子力発電に関して、未来に向かってどのように方向づけようかと努力しています。原子力発電が生み出す猛毒の核廃棄物の最終処分一つ取り上げても容易なものではありません。

私たち愛媛の地域住民は、ただ感情論議だけを持ち出してやってきたではありません。伊方原発1号炉の設置当初から始まって、私たちは電力会社、地方自治体、そして国までもが行ってきた地域住民無視の数々の出来事を追及してきました。

伊方原発は現在、1、2、3号炉ともに稼働

していますが、地域住民を不安に陥れた事故が次々に起こりました。また、原発敷地沖合の海底ではコバルト60放射能が、住民と科学者の協力で検出されています。

私たちの運動は、今日では、国を相手にした裁判が重点となっています。1号炉設置取り消し訴訟を、日本ではじめて昭和48年8月に提訴しましたが、昭和59年12月に最高裁で住民敗訴となりました。その判決が出たときに通産省の課長であった人の著書「通産官僚の破綻」の中では、「伊方1号炉裁判は原告住民が勝利した」と書かれています。この人は1号炉裁判に関心を持って調べ、

2号炉第65回公判

1月22日(水)午後1時半から
松山地裁大法廷

今回は、伊方原発沖合の活断層について、被告国側が、これまでの原告住民側の主張に反論する書面を提出し、それに対する住民側からの質問などをめぐって、1時間程度の口頭弁論が行われる予定。

昨年内にと約束していた国側の準備書面は年を越し、公判の10日前になるとのこと。国側の苦悩ぶりを示している。

法廷で、住民側の主張に反論する国側をしどろもどろにさせるために、傍聴席からも支援の熱波を送ろう。

伊方判決は不当と断言しています。

私たち住民は、さらに2号炉についても、その設置許可を取り消すよう国に求めて、住民だけの本人訴訟を昭和53年6月に提訴し、現在も続行中です。すでにご存じのように伊方原発敷地の沖合に、岡村高知大学教授の調査によって、私たちが長年にわたって主張し続けてきた活断層が確認され、私たちは法廷で国側を追い詰めています。そして、今年の9月頃には、結審を迎える予定となっています。

私たち伊方周辺の地域住民は、新春を迎え、私たちの使命が一層重大であることを再確認し、悔いのない闘いを続けることを誓って新春の挨拶と致します。

原告準備書面

(航空機墜落・飛来物 四)

1998年9月18日提出

(要約 その2)

被告らは愛媛の空を何も調査していない

本件原子炉敷地上空を如何に多くの米軍機が飛び交っているかは、四国に在住する住民や自治体の米軍機の低空飛行訓練監視記録を見ても知ることができる。

本件原子炉から80キロ東北にある周桑郡丹原町の伊藤政雄さんの調査では、米軍ジェット機の低空飛行は、1年半で伊藤さん方から93回飛来しているのを目撃している。また、90年5月から飛来回数を記録している高知県の本山町役場での記録では、米軍機の低空飛行は95年末までに988回目撃されている。

米軍の低空飛行訓練とは、高度300メートル以下で飛び交う訓練である。それだけに墜落の危険性が高く、不安を抱く住民や自治体が、米軍や日本政府に対して低空飛行訓練の中止を求めている。中止を求めて決議や要請書を米軍や日本政府に申し入れている自治体や県や市町村議会は90年3月現在で114団体に上っている。本件原子炉設置を容認した愛媛県や、本件原子炉が設置されている伊方町も、これらの自治体、議会と共に米軍や日本政府に中止の要請文、決議を送っている。

しかし、被告らは、こうした住民や自治体が行っている米軍機の低空飛行訓練が、本件原子炉上空や本件原子炉敷地周辺で、どれほど行われているか調べることもなく、本件安全審査を行っている。そうした安全審査で、「航空機の墜落や爆撃、砲撃の事態を想定する必要はないと判断した」とするのは、欺瞞も甚だしい。こうした被告らの本件安全審査には、本件原子炉の安全を吟味し、本件原子炉のより高い安全性を厳しく問い直す姿勢は見られない。また、本件原子炉立地地域周辺に住む我々住民の命と財産を守るという、良心のかけらさえあるのか、との疑いを強くする。

四国電力さえ本件安全審査結果を信用していない

さらに付け加えたい。

本件原子炉建屋には、米軍ヘリコプター墜落後の89年9月に、飛行機に対して本件原子炉の存在を示す閃光器を1基取り付けられた。光度は4千カンデラから20万カンデラという強力なもので、本件原子炉が建設されてい

る伊方発電所内では4器取り付けられている。

こうして、本件原子炉の上空を飛来する飛行機等に、本件原子炉の存在を示し、本件原子炉の上空を通過せずに、墜落の危険を回避することを知らせる機器を取り付けたのは、本件原子炉設置者である四国電力が、本件原子炉への飛行機等の墜落に危険を感じており、不安を持っていることの何よりもの証しである。

つまり、これは本件原子炉の設置者である四国電力が、本件安全審査を信頼していないということを何より物語っていることに他ならない。

なぜなら、被告らが航空法や一般国際法上の原則などをあげて、米軍機の墜落の危険性を含めて「本件敷地付近には飛行場はなく、また上空に定期航路も通っていないので、本件原子炉格納容器への航空機事故を想定する必要はないと判断した」、「本件原子炉格納容器に対する爆撃、砲撃の事態を想定する必要はないと判断した」とする審査結果を、本件原子炉の設置者である四国電力が信頼しているのであれば、多額のお金をかけて閃光式灯を取り付けるムダをする必要はないからである。

被告らの主張は虚偽、無知なことが多い

被告らは、「本件原子炉施設及び付近上空は、米軍機及び自衛隊機の訓練区域にはなっていない」（被告準備書面13、2頁）と主張している。

原告らは84年3月提出の証拠で、本件原子炉上空は米軍機の訓練空域になっていること

聞は図入りで本件原子炉上空が米軍機の専用空域になっていることを報じている。この報道は、原告らの84年3月提出の証拠の信頼性を裏付けるとともに、被告らの主張する「本件原子炉施設及び付近上空は、米軍機及び自衛隊機の訓練区域にはなっていない」との主張が、事実と反した虚偽であることを物語っている。

本件原子炉上空を今も飛行しているのは、米軍機や定期航空便ばかりではない。自衛隊機の低空飛行も目撃されている。96年11月19日付けの愛媛新聞には次のような見出しで、写真入りで大きく報じられている。

「自衛隊機、伊方原発付近を低空飛行」の四段見出しの記事によると、海上自衛隊のプロペラ機2機が、西宇和郡伊方町九町の低空を通過。これを愛媛新聞の記者が撮影した。岩国市にある海上自衛隊第31航空群もこの事実を認めている。写真には、自衛隊機がハッキリと写っている。

そもそも、被告らは過去15年間の、岩国を基地とした米軍機ならびに自衛隊機の飛行コースを「把握していない」としながらも、「本件原子炉施設及び付近上空は、米軍機及び自衛隊機の訓練区域にはなっていない」、さらに、「航空機の墜落や爆撃、砲撃の事態を想定する必要はないと判断した」としているのである。こうした判断は、米軍機や自衛隊機がどこを飛んでいるのかが分からないままに、身勝手に本件原子炉には墜落しないと判断するという、矛盾に充ちた被告らの姿勢を示している。

被告準備書面(11)の11頁で、被告らは、「本件安全審査においては、本件敷地付近に飛行場はなく、また、上空には定期航空

路も通っていないので、本件原子炉への航空機の墜落事故を想定する必要はないと判断した」と主張している。しかし、被告らのこうした主張もまた、何の根拠もなく主張しているにすぎない。

被告の証人、石川北海道大学教授は、92年10月2日の第47回口頭弁論の原告の反対尋問で「47年3月1日に、松山、宮崎間に定期航路が開かれていたというのはどうですか、その後お知りになりましたか」との尋問に、「いいえ」と答えている。つまり、被告らが頼みにしている本件安全審査は、安全審査調査委員さえ実状を知らないままで行われているのである。さらに石川証人は委員の中に、航空機関係の専門家はいなかったとも証言している。

指摘しておくが、原告が質問した47年3月1日とは、昭和47年3月1日のことで、日本エアシステム社が、本件原子炉が立地されている佐田岬半島を横切って、愛媛県松山市と宮崎県宮崎市とを結ぶ航空路を開設し、営業を始めた日である。そのことさえ、本件安全審査を担当した委員は知らなかったのである。

昭和47年と言えば本件安全審査が行われる3年も前である。日本エアシステム社は同様に、本件原子炉近くの上空を飛行する航空路を、松山―福岡県福岡市間にも、昭和48年9月1日に開設している。つまり、本件安全審査が行われる数年前には、すでに本件原子炉の建設が計画されていた佐田岬半島の上空には、旅客機の定期航空路が2本も開設されていたのである。

本件安全審査は、審査を担当した委員が、そうした定期航空路の存在さえも知らずに審

査を行っているのである。こうした審査が、まともな審査に値するものでないことは明らかである。

こんな審査では本件原子炉の安全は保証されない

最後に、なぜ、こうしたズサンな審査が行われたのかを指摘しておきたい。本件安全審査においては、本件原子炉が飛行機の墜落や爆撃、砲撃を受けた場合、建屋はもちろん原発関連機器はどの程度耐えられるのか、あるいは、それらの破損によって大事故につながらないのか―などの重大な問題が全く審査されていないのである。

つまり、被告らは「墜落、爆撃、砲撃の事態を想定する必要がない」とすることによって、「安全上重要な構築物、系統および機器は、想定される飛来物、配管のむち打ちまたは流出体の影響等から生じるおそれのある動的影響、熱的影響または溢水によって原子炉の安全を損なうことのない設計であること」と定められている、被告らの言う昭和52年6月の原子力委員会決定の審査指針五の審査を免除しようとしたものである。

少なくとも、本件原子炉施設の上空は頻繁に軍用機が飛行、定期航空路も通っており、なおかつ、過去に軍用機が墜落し、さらに本件原子炉設置後も近くに米軍ヘリコプターが墜落、周辺にも米軍機や自衛隊機が墜落している事実を考え合わせれば、本件原子炉に飛行機の墜落や爆撃、砲撃などの上空からの飛来物の落下を想定しなかった本件安全審査は、墜落、砲撃などの衝撃の影響を審査することなく済ます目的で行われたと言われても仕方

のないものである。そんな都合のよい審査が本件の安全審査の中身である。

現実に起こった飛行機の墜落事故、本件原子炉への墜落の確率、さらには原子炉が外国からの攻撃目標にされたと想定されている事実などのもとで、こうした事実調査や資料も検討せず「墜落、爆撃、砲撃の事態を想定する必要がない」とした本件安全審査は、本件原子炉が審査指針五の趣旨、つまり、被告らの言う「安全上重要な構築物、系統及び機器が、想定される航空機の墜落の影響から生じるおそれのある動的影響、熱的影響又は溢水によって原子炉の安全を損なうことのない設計であること」かどうかを審査しなくてもよい様に、故意に導き出した結論でしかない、と言える。

更に指摘しておきたい。被告らは被告準備書面（二四）の4頁で、「本件許可処分は、右指針が定められた昭和52年6月14日以前にされたものであるが、本件安全審査においても右指針に基づくのと同様の考え方に基づいて飛行機の墜落に関して審査が行われたものである」としているが、これは被告らが本件原子炉への飛来物の危険性を、いかに無視できなくなったかということの現われである。

被告らは本件原子炉への飛行機の墜落、爆撃、砲撃などの審査を手抜きし、危険を無視した審査を行っているにもかかわらず、あたかもまともな審査したかのように装っているにすぎないのである。

こうした本件安全審査は、本件原子炉の安全性を厳しく問い質し、本件原子炉敷地周辺に住む我々住民はじめ、我が国の人々の命や財産を守ることや被害を及ぼさないことを、

審査したものとは言えず、即刻、本件原子炉の許可は取り消されるべきである。

（要約終り）

島根原発1、2号機

運転差し止め訴訟へ

前号で報告しましたように、島根原発3号機の増設に関連して、中国電力が行っていた地質調査によって、原発から2.5キロの距離に、かねてから周辺住民が指摘してきた活断層が確認されました。3号機増設を急いでいる中国電力と通産省は、推定長さ26キロの「宍道活断層」の2箇所でもトレンチ調査しただけで、「長さは最大でも8キロで、1、2号機の際に想定した設計地震動のまま問題ない」と安全宣言を出し、周辺自治体と住民の間で不安が高まっています。

3号機増設を今年3月開催の電源開発調整審議会（電調審）での審理にかけようと焦っている中国電力は、その審理に必要な県知事の同意を昨年中に実現しようと、推進派議員を通じて、県はじめ周辺自治体の議会への働きかけを強めてきていました。

そうした情勢の中で、市民団体「島根原発増設反対運動」は、昨年12月11日に県知事と面談し、「3号機増設に同意しないように」と要請しました。そして、活断層が発見されたにもかかわらず、中国電力と国が、いい加減な調査で安全を宣言したことを重大に受け止め、すでに運転中の1、2号機の運転差し止めを求める訴訟を1月中に起こす予定であることを知事に告げ、重ねて自重を促しました。

その後の記者会見で、「島根原発増設反対運動」（代表 安本和正さん）のメンバーた